

2025年度 前期分授業料免除及び徴収猶予の申請について

2025年度前期分授業料免除及び徴収猶予の申請書類を下記のとおり公開しました。
免除等を希望する方は、必ず申請要項を確認の上、申請手続きを行ってください。

記

1. 対象者（詳細は各申請要項を確認してください）

- ・ 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- ・ 申請前6ヶ月以内において、本人の学資を主として負担している者が死亡し、又は本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

※標準修業年限を超えて在籍する方（標準修業年限超過者）については、特別な事由の有無を判断するため、所定の書類を提出してください。

※研究生や聴講生、科目等履修生は申請できません。

2. 申請要項等の配付方法及び配付期間

配付方法：大学のHPに申請書類を掲載していますので、そこから各自で印刷してください。

掲載場所：[トップページ](#) → [学生生活](#) → [奨学援助](#) ▶ [入学料免除・授業料免除](#)
[トップページ](#) → [学生生活](#) → [奨学援助](#) ▶ [修学支援新制度について](#)

※申請に必要な書類を市町村役所等から取り寄せるのに時間がかかる場合もありますので、申請に間に合うように十分に余裕を持って準備してください。

3. 申請受付期間及び受付場所

受付期間：4月9日（水）～4月11日（金） ※土日除く

受付時間：午前10時から午後1時、午後2時から午後4時30分まで

受付場所：大学会館3階 小集会室

※郵便による受付も実施します。詳細は申請要項を確認してください。

※**受付期間後の申請は、いかなる理由があっても一切受付できません。**受付期間中のいずれの受付日にも提出が不可能な場合は、必ず事前に、学生生活課学生支援係へ相談してください。

4. その他

①授業料免除及び徴収猶予は、前期分と後期分それぞれ申請する必要があります。

②前年度後期までにすでに新制度による授業料免除の申請を行い、現在支援対象者と認定されている方は上記の申請を行う必要はありません。

令和7年2月7日 学生生活課学生支援係